

## 外国人実習生支援のための

# 「技能実習法」の主な改正点(案)

(2017年11月1日施行)対応

2017年9月1日

愛労連 樽松佐一

### はじめに

昨秋、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(「技能実習法」、以下「新法」)が成立し、今年11月1日から施行されます。また今年4月にはさらに詳しい技能実習制度運用要領も発表されました(7/1一部改訂)。

前回2010年の制度改正で1年目の実習生から労働基準法が改正され、一時期は実習生からの相談は大幅に減りました。しかし3年ほど前から相談が増えると同時に失踪者も急増してきました。なかには派遣会社への業務委託や高額な家賃に現制度では対応できない問題がありました。また昨年からは岐阜・愛知を中心とする縫製業で残業代が400円、500円という相談が続出し、労基署への申告が一年間で14件にもなるという「異常事態」もおきています。新法の審議過程ではこれらの問題が指摘され、新たな制度ではかなり多くの改善が行われました。

ここでは実習生にとって重要な変更点を順に説明していきます。また、実習生の保護のために運用要領の不足点についてもその都度指摘しています。(今後の変更もあり得ます)

なお、この説明では実習生の大半を占める団体監理型について説明します。またわかりやすくするために実習実施者を実習企業としましたが、個人事業主の場合も含まれます。( )内の「法」は「新法」、規則は「新法」の施行規則、「要領」は運用要領です。なお、議員レクでの説明は2017年7月13日に畑野議員に対する法務省・厚労省の説明です。

## (1) 技能実習法の主な改正点 (要領から)

### (1) 外国人技能実習機構の設立

外国人技能実習機構(以下「機構」)が設立されます。機構は技能実習計画の認定、実習企業の届出の受理、監理団体の許可申請の受理等を始め、実習企業や監理団体に対する指導監督(実地検査・報告徴収)、実習生からの申告・相談に応じるなど、「技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務」を行います。

### (2) 技能実習計画の認定制

実習企業は技能実習計画を作成し機構の地方事務所・支所の認定課で認定を受ける必要があります。認定計画のとおり技能実習が行われていない場合等には、実習認定の取消しされます。

### (3) 実習企業の届出制

実習を受け入れる企業は実習実施機関として機構の地方事務所・支所の認定課に届出が必

要となります。実習指導や相談などの体制の基準が定められています。

#### **(4) 監理団体の許可制**

旧制度では協同組合などの非営利団体であれば監理事業をおこなうことができましたが、監理団体という許可基準はありませんでした。新制度では監理団体が許可制になり、機構本部事務所の審査課が審査します。監理団体の不正があれば機構本部へ情報を送りましょう。

#### **(5) 技能実習生の保護**

実習生の保護のため、技能実習の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止、罰則が定められました。また実習生には通報・申告する権利ができ、相談体制を整備することになりました。人権侵害行為を受けた実習生が引き続き実習を継続することができるよう、転籍を支援する体制も整備します。

#### **(6) 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定**

母国では「送出機関」と「準備機関」の2つに分け、実際に監理団体に取り次ぐ送出機関を「取次送出機関」といいます。監理団体の許可に当たって送出機関の規制強化を図りました。

新制度では送出国政府との間で二国間取決めを順次作成し、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査しすることになりました。

#### **(7) 経過措置**

旧制度で既に受入れ準備を行っている場合、すでに実習を行っている場合には一定の期間旧制度での実習が認められます。ただし、全ての場合に旧制度が適用されるとは限りません。（「技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について」を参照）

ここからは実習生にとって重要な改正点を順次説明します

### **(2) 実習生に訴える権利（申告権）ができました。**

#### **① 実習制度での不正全てに対応**

旧制度でも実習生が残業代や給料の不足を労基署に訴える（申告）ことができます。「母国語」で紙に「申告書」と書いて日付、サインをつければ全国、どこの労基署でも受け付けることになっています。しかし労働基準法にない寮費の問題や職種違い、強制帰国、送り出し機関の保証金など実習制度での「不正」には対応してもらえず、入管に「報告」するしかありません。これは実習生に保障された「権利」ではありません。「新法」では実習生に訴える権利（申告権）ができ、実習制度の全てにわたって不正を訴えることができます。（49条）

#### **② 罰則と不利益扱いの禁止**

旧制度の「指針」で不正を認定された場合、一定期間の受入停止などの「措置」がされるだけでした。「新法」では懲役や罰金などの罰則が設けられ、また実習生が訴え（申告）したことを理由に不利益扱いすることも禁じています。（111条ほか）

#### **③ ブローカーや派遣社員でも**

代表者、役職員だけでなく「従業者」が違反行為をしたときに、「行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各・本条の罰金刑を科する」ことになっています。この「従業

者」とは常勤役職員のみならず非常勤職員、派遣社員も含まれます。(両罰規定 113 条)

また、ブローカーなどの営利団体が不正に関わったり実習先のあっせんを行った場合には 1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処せられます。

#### ④申告先は「新機構」、メールでも可、代理人による申告も可能

これまで労基署への申告は平日の日中に限られ、メールは使えませんでした。「新法」で申告先は「機構」の本部・地方事務所になり、母国語による相談窓口（電話、メール）を通じて行うこともできます。申告制度は技能実習生手帳に記載されます。(要領 p251)

SNS による相談、多言語の対応についても「今後さらに検討を進めていく」ことになっています。

また、申告は実習生本人だけでなく代理人も可能です。その場合は委任状のみでその他の資格等は不用です (7.13 議員レクでの説明)

### (3) 報酬額は日本人と同等以上

#### ①日本人と同等とは

技能実習生の報酬額は「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」となっています。職務内容や職務に対する責任の程度が同じ日本人がいる場合はその賃金となりますが、該当者がいないことが少なくありません。その場合は賃金規程や実際の職務内容と責任が最も近い日本人労働者と比べて「同等以上」でなければなりません。(9 条)

比較する日本人の基準は正規か非正規か、労働時間や雇用期間ではなく、「職務内容と責任の程度」で比較することになっています。

#### ②二年目、三年目は昇給

第 2 号、第 3 号は技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等「意欲の向上に資するようにならなければならない」とされました。それぞれ一年目、三年目の実習生より高い賃金が必要です。(要領 p83)

#### ③ボーナス・通勤費・福利厚生、社会保険は

運用要領にはボーナスなど月をまたいで「臨時的・季節的に支払われる報酬」について説明がありません。また労働基準法上の「報酬」に含まれない通勤手当や福利厚生についても「要領」には記載がありません。今後「同一労働同一賃金」のガイドラインが決まってくるなかで「同等」となるよう求めたいと思います。

#### ④雇用保険、労災保険、社会保険への加入

雇用保険は実習生全員が対象で、実習生にも一部負担があります。労災保険は基本的に全員加入で実習企業が全額負担します。農林水産業で 5 人未満の自営業の場合は適用除外がありますが、その場合には他の任意保険に加入しなければなりません。

社会保険は雇用契約の段階で確認することになっています。しかし実際には社会保険未加入の事業所や、自営業の場合には国民健康保険・国民年金で、加入させてないことも少なくありません。実習生が自分で手続きすることはとても困難です。実際に私傷病で病院に行けなかった場合もあります。監理団体が事前に十分説明し、手続を徹底させることが不可欠で

す。パブコメで「御指摘の点の具体的な取扱いについては、ガイドライン等でお示しします。」回答とされましたが、説明がないので説明を求めます。

#### ⑤給与明細は必ず請求を

事業者のなかには毎月の給料明細を渡さないところがあります。しかし、実習生を雇う場合には必ず給与等の「支払明細書」を交付しなければなりません。交付しない場合には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっています。(所得税法231条、同242条)。

また健康保険料、年金保険料、労働保険料を差し引いた場合はその計算書を作成し、実習生に渡さなければなりません。

給与明細交付は労基法ではないため、労基署では対応しませんでした。今後はこれも機構に訴えることにしましょう。

#### ⑥経費の押しつけはダメ

技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。

### (4) 寮及び実習生の負担について

#### (1) 寮の整備について

監理団体または実習企業は技能実習生のための適切な宿泊施設を用意しなければなりません。(要領 p84)

「適切な宿泊施設」とは

- ①火災、衛生上有害、騒音・振動、雪崩・土砂崩壊のおそれ、ジメジメした所、浸水するところを避けるなど適切な環境
- ②消火設備、15人以上で2階以上の寮は2ヶ所の階段か避難はしご等の設備。
- ③寝室は、床の間・押入を除き1人当たり4.5㎡以上(ただし旧制度からの寮で寝室以外にも私有スペースがある場合には考慮される)。個人別の収納設備、室面積の7分の1以上の窓と暖房設備。
- ④就眠時間の違う実習生がいる場合は、寝室を別にする
- ⑤食堂・炊事場は、十分な照明・換気、清潔な食器・炊事用器具、ハエその他の昆虫・ネズミ等を防ぐこと
- ⑥トイレ、洗面所、洗濯場、浴場は清潔にすること
- ⑦労基法の「寄宿舎」に該当する場合は届出等を行うこと

#### (2) 外泊の自由、宿舎の選択について

監理団体及び実習企業は私生活の自由を侵してはなりません。実習生に対し勤務時間外の外出や外泊を規制してはなりません。(詳しくは(7)禁止事項と罰則)

また実習生が、監理団体等が確保した宿泊施設とは別の物件を技能実習生が宿泊施設として希望した場合(近隣の賃貸物件等)には、技能実習生の自己負担により、上記の基準を満たす宿泊施設に宿泊施設を変更することが認められます。(要領 p84)。

### (3) 寮費や実習生が負担する費用について

食費、居住費、水道・光熱費などの費用は事前に技能実習生との合意が必要です。その費用は実費に相当する等適正な額でなければなりません。(要領 p87)

#### ① 寮費について

寮費は実費に相当する等適正な額でなければなりません。その費用額が高額である場合には、場合によっては追加的な立証が求められます。

旧制度で法務省は会社が所有する寮は実費がわからないとして「このような場合にあっては、物件の構造や耐用年数はもちろんのこと、共用部分の状況など、諸般の事情を総合的に考慮した上で、社会通念上著しく不当であるかを判断することとしています。」と5人部屋でひとり4万円の家賃を「不適正ではない」としました。新法ではすっきりした基準になっています。

#### ○ 自己所有物件の場合

建設・改築等の費用、耐用年数、技能実習生の人数等を勘案して算出。

#### ○ 借上物件の場合

借上げ費用（管理費・共益費を含む、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。）を技能実習生の人数で割った額以内

#### ② 水道・光熱費

実際に使った費用を技能実習生と同居している者（実習実施者やその家族を含む）の人数で割った額以内。

#### ③ 食費

○ 食材、宅配弁当等の現物支給の場合：購入に要した額以内の額

○ 社員食堂：技能実習生以外の従業員から徴収する額以内の額

○ 賄い付きの場合：材料費、水道・光熱費、人件費等の費用を利用者全員（技能実習生以外も含む）の人数で割った額以内

## (5) 再実習、帰国について

### (1) 再実習について

病気や労災での休業、解雇・不正による移籍などの場合は以下のように実習を続けることができます。(要領 p52)

#### ① 中断後の再開

実習生の病気・怪我（労災を含む。）、実習生の家族の都合等により実習が困難となった場合。

既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内で。

実習生自身が職務怠慢により欠勤、実習を継続する意思や能力を欠く場合は認められません。

#### ② 転籍

実習企業の経営上の都合、認定の取消し、労使間の諸問題、対人関係等、現在の実習企業で続けることが実習生保護の趣旨に沿わないと認められる場合。

既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内で、実質的に実習ができなかった期間は通算しない。

専ら実習生の都合によるものは認められません。

### ③再実習（同業種）

特別な事情がある場合には認められる余地があります。

## (2) 帰国について

### ①強制帰国の禁止（要領 p142）

「技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない」とされています。途中帰国する場合、監理団体と実習企業は実習生に対し「意に反して技能実習を中止して帰国する必要がない」ことの説明と帰国の意思確認を書面で確認し、帰国前に機構へ届け出なければなりません。

実習生が技能実習を継続したいとの希望を持っている場合には実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要です。監理団体は次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようになっているのかなど、技能実習生の現状を含めて届け出る必要があります。

外国人技能実習機構が相談対応、実習先の変更支援、宿泊先の確保等にしっかりと取り組むこととなっています。

### ②実習困難時の受入人数の例外

倒産等により実習が継続できなかった実習生を受け入れる場合は通常の人枠の枠外となっています。（施行規則 16-4）

### ③実習生の自己都合による帰国費用も受け入れ機関

技能実習終了時の帰国旅費と第3号技能実習前の一時帰国の往復旅費は監理団体の負担となっています。また帰国事由が実習生の自己都合によるものであったとしても、帰国旅費は監理団体が負担しなければなりません。（要領 p75）

### ④旧制度で帰国した実習生の再来日

新法では3年間の実習を修了後、第3号の実習を始めるまでの間に必ず1か月以上の一時帰国をしなければなりません。

11月の新法施行前に旧制度の技能実習2号を修了し、技能検定3級を受検せずに帰国した実習生は、その後一度来日して技能検定3級に合格すれば技能実習3号に進むことが可能になります。（法附則4条）

ただし帰国してから相当な期間が経っており、その間技能実習で身に付けた技能等を全く活用していない場合には疑義を生じることがあります。

## (6) 監理団体について

## (1) 監理団体が許可制に

監理団体は事業協同組合などの非営利組織に限られています。旧制度ではこれらの団体の定款に実習生受入れが書いてあれば受入が認められました。実習生受入れ業務の実態や決算について定期的に監査をうけることもありませんでした。広島県で1千万円もの横領で役員が逮捕されましたが、法務省は「事業協同組合なので非営利」と問題にしませんでした。

新法では監理団体は許可制となり、「機構」による定期監査、調査が行われます。

また、これまで労基署は実習企業にしか調査を行えませんでした。新法に基づき、監理団体にも調査を行うことができるようになりました。

## (2) 監査・訪問指導

### ① 監査に関するもの

監理団体は実習企業に対して3か月に1回以上監査を行わなければなりません。監査は管理責任者の指揮の下で行い、機構の指導課に報告します。監査は原則として、①技能実習の実施状況を实地に確認、②実習責任者及び実習指導員から報告を受ける、③実習生の4分の1以上と面談、④事業所の設備、帳簿書類等を閲覧、⑤宿泊施設等の生活環境を確認することが必要です。(要領 p160)

### ② 訪問指導

1年目の実習生に対しては監査とは別に1か月につき1回以上、監理責任者の指揮の下監理団体の役職員が、実施状況を实地に確認し、必要な指導を行うことが求められます。(要領 p164)

### ③ 監査、訪問指導の体制について

監査・指導は監理団体に直雇用で必要な能力を有する役職員が行うこととなっています。派遣社員に監査・訪問指導を行わせる場合は補助的なものに限られます。(7.13 議員レク)

## (3) 監理責任者

監理責任者は①監理団体の常勤の役員又は職員である者、②実際に監理事業を行う事業所に所属し監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する者③過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければなりません。③は経過措置あり。(要領 p234)

監理する実習企業が複数県にまたがる場合、各県に事業所を設置することは義務付けられていませんが、「基準に従った適切な監理を行えるだけの体制を有すること」は求められます。(パブコメ回答)

## (4) 監理の業務委託原則禁止

これまでは派遣会社などの営利企業が監理団体から業務委託を受けるかたちで実習生の募集・受入、日常監理と帰国まですべて行っている例がありました。なかには派遣会社がいくつもの協同組合を支配し、監理を丸ごと業務委託させていました。この派遣会社が違法な手数料を受け取り利益をあげても、業務委託費用として計上すれば監理団体は非営利になります。監理団体は決算書類をそれぞれの所管に届け出るだけなので入管では経営の実態はわ

かりません。派遣会社が雇ったブローカーが不正を行った時も、旧制度では許可を受けていない組織に対する罰則がないため入管からは不適正であることの「通知」で終わっていました。

新法では、全面委託が可能なものは「監理団体が企画した入国前講習及び入国後講習の講師の業務講習」のみです。あっせんや実習計画作成指導、実習企業への監査・訪問指導などは「監理団体が自ら行うべき業務」とされました。業務委託は監理団体が自ら責任を有した上で、一部補助的な業務や規定を上回る業務のみとなります。(要領 p231~232)

監査を派遣社員ができるのも補助的な業務に限られます。(7.13 議員レク)

#### (5) 制度趣旨 に反した方法での勧誘の禁止

「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」(法 3 条) とされています。監理団体が、そのホームページやパンフレットなどで、技能実習生の受入れが人手不足対策になるといったような宣伝や広告を出すことは不適切な勧誘や紹介となります(規則 52)。

実習法 3 条には対象が限定されておらず、派遣会社などが「人手不足が深刻化する日本において海外の優秀な人材の力が欠かせない」と「海外の人材需要の懸け橋となる」などと宣伝することも違法です。

#### (6) 名義貸しの禁止

許可を受けた名義を他人に貸して監理事業を行わせることは禁止されています。違反した場合には、罰則(1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)の対象となります。許可を受けずに監理事業を行ったものも同様です(法 109 条)。また名義貸しをした監理団体のみならず、監理団体から名義貸しを受けた者も罰則の対象となりますので留意が必要です。

#### (7) 送り出し機関の契約の確認

取次送出機関の日本駐在事務所の職員が、実習企業の知らないところで外出禁止等の不当な取決めをしているようなことがあります。監理団体は、外国の送出機関が保証金、違約金の徴収を行うような契約を結んでいないことについて確認し、その旨を外国の送出機関との取次ぎに係る契約書に記載しなければなりません。また送出機関が技能実習生から来日前に「徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表する」ことになっています。(規則 25 条)

したがって、保証金を徴収していることや、公表された手数料を上回る費用を徴収していることが明らかになった場合、監理団体の責任が問われることとなります。

### (7) 実習企業について

#### ① 実習企業の届出

実習企業は機構の地方事務所・支所の認定課に届出が必要となります。届出には実習指導



や相談などの体制の基準が定められています。制度の趣旨を理解せず、労働力の需給の調整の手段として実習生を受け入れる事業者は実習生に対する労働関係法令違反や人権侵害行為等の問題を生じさせる可能性があるためです。(要領 p55)

#### ②実習責任者

実習責任者は常勤の役員若しくは職員である者、自分以外の実習指導員、生活指導員等を監督する立場にある者、過去3年以内に講習を受けた者(※経過措置あり)でなければなりません。従って新人職員を名ばかりの責任者にすることはできません。(要領 p69)

#### ③実習指導員と生活指導員は常勤職員

実習指導員はその事業所に所属する常勤の役員または職員で、実習技能に5年以上の経験が必要です。

生活指導員も常勤の職員に限定され、それ以外の者は生活指導員の補助に限られます。

#### ④相談員

実習企業は母国語に対応できる常勤又は非常勤の職員を自ら確保している必要があります(派遣労働者も可)。メールや電話での相談の体制を委託により整備することでは認められません。また監理団体の相談員と重複する者を選任することでは認められません。(要領 p97)

#### ⑤実習場所の変更届け出

建設業では工事現場が就業場所となり、必ずしも一か所とは限りません。相談例では鳥取県の建設業者が東北の工事現場に「下請け」として参入し実習生を派遣していながら、広島県の監理団体は毎月必要な訪問指導を行っていませんでした。

新法では必須業務・関連業務及び周辺業務として具体的な業務ごとに記載した事業所を実習計画書に記載する必要があります。これを変更する場合は届出が必要となります。(規則 17)

## (8) 講習について

### (1) 講習期間と内容 (要領 p59)

講習期間はこれまでと同じく最低2か月以上かつ320時間以上です。そのうち国内では1か月以上160時間以上が必要です。

講習科目は

①日本語

②生活一般に関する知識

③出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法

④①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識 機械の構造や操作に関する知識のほか、技能実習への心構え、企業内での規律等

講習期間中に業務に従事させることはできません。④では現場施設見学を行う場合、実習企業の生産ライン等においては見学以外の活動は認められません。生産施設での機械操作教育や安全衛生教育は、講習とは別に実施しなければなりません。

②及び③は技能実習生手帳を教材の一つとして必ず使用することになっています。

## (2) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法

「法的保護に必要な情報」の科目

申告・相談先である機構における母国語相談の方法

労働基準監督署等への連絡及び申告の要件や方法と不利益取扱いの禁止に係る事項

賃金未払に関する立替払制度や休業補償制度

労働安全 衛生や労働契約に関する知識

厚生年金の脱退一時金制度

やむを得ない理由による転籍をしなければならなくなった際の対応等に関する事項

「法的保護に必要な講習」の時間数

技能実習法令、入管法令、労働関係法令、その他法的保護に必要な情報について、少なくとも各2時間ずつ実施することを目安とし、合計で8時間実施することが必要です。なお、通訳を付して実施する場合は、通訳に要する時間を考慮して当該8時間の内容を実施することが必要です。

## (9) 監理団体・実習企業・ブローカーの禁止事項と罰則

旧制度では「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」において「不正行為に当たると判断された場合の措置」が定められており、一番厳しい「措置」は5年間の受入停止でした。新法では法46条から48条に禁止行為を定め49条で申告を理由とする不利益取扱いを禁じ、刑事罰を定めています。(運営要領第6章「技能実習生の保護」p246-251)

### (1) 監理団体・実習企業又はその役職員による以下の行為は禁止されています。

#### ① 暴行・脅迫・監禁等による実習の強制

暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、実習生の意思に反して技能実習を強制すること。この場合には1年以上10年未満の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金という厳しい罰則が設けられました。

#### ② 保証金・損害賠償予定、強制貯金

実習生及びその家族等に対し、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約。監理団体が送り出し機関とこの違約金を設定すること。実習契約において貯蓄の契約をさせたり、通帳・印鑑を預かること。

#### ③ 在留カード・パスポートの保管

実習生の意に反して在留カード、パスポートを保管、外出等その他私生活の自由を不当に制限することは重大な人権侵害となります。

解雇や金銭的な不利益を示して勤務時間外に外部の人と連絡をとることを制限したり予告した場合も同様の人権侵害になります。

②と③の違反は6ヶ月以下又は30万円以下の罰金が課せられます。

④実習生はこれらの不正があった場合、その事実を機構に申告することができます。また、この申告をしたことを理由として、技能実習生に対して不利益な取扱いをすることは禁止さ

れています。

## (2) 罰則の適用

### ①ブローカーにも罰則

これらの禁止事項は許可を得た監理団体、実習企業だけでなく許可を受けずに実習制度に介入するもの（いわゆるブローカー）にも適用されます。

### ②非常勤・派遣労働者の違反でも受入機関に罰則

運営要領 p286 では「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の罰則（第 54 条第 4 項及び第 56 条第 4 項に係るものを除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科すること」としています（両罰規定。第 113 条）。

この「従業者」とは「直接間接に事業主の統制、監督を受けている者で、契約による雇人でなくても、事業主の指揮の下でその事業に従事していれば、従業者である」（「他の法令による罪に対する摘要」）とされています。ここには常勤役職員のみならず非常勤職員、派遣社員も含まれます。派遣社員が不正を行ったり、ブローカーに実習生をあっせんさせていた場合でも監理団体、実習企業が処分されます。

## (10) その他

### (1) 他省庁への協力要請について

主務大臣は、事業所管大臣へ必要な協力を要請することができるものとされているほか、業種ごとに「必要に応じ事業協議会を組織し、関係者間で有用な情報を共有し連携の緊密化を図るとともに、その業種の実情を踏まえた取組について協議を行う」されています。（法 53 条）

失踪や不正について、農業・建設・縫製業など特定の業界への偏りが明確な場合には「特定業種の技能実習に関して必要な協力を求めることができる旨の規定などが置かれているところであり、事業所管大臣とも必要な連携に努めてまいりたい」（パブコメ回答）としています。

また、法第 55 条には「主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができる。」とされています。特定の地方に問題がある場合には地方自治体に要請することができます。実習生に給与明細を発行しないことは所得税法違反で罰則もあります。法務省から国税庁に対して交付の徹底をよう求めます。

### (2) 検定試験料金について

昨年厚労省は技能実習 2 号、3 号への試験機関を新たに設けました。このなかには、これまでの数倍の受験料を請求する機関もあります。しかも新法では 3 号での実習を希望しないで帰国する実習生も含めて全員が受けなければならなくなりました。受験料が上がったうえ

に2回受けさせるため、実習企業の負担はたいへん大きくなっています。(要領 p68)

試験機関については厚労省職業能力開発局が「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」で決めており、国は「技能評価試験の受検料については、各試験実施機関において適正な額が定められている」(パブコメ回答)としています。しかしその基準は全くあいまいです。国が公表している受験料のなかには試験機関の会員料金のものもあります。会費を払って試験機関の会員にならない場合は2倍以上の受験料となり、一人6万円の試験機関もあります(自動車座席シート縫製)。従業員5人未満で3名の実習生を受け入れている業者にとって3人×6万円×2回で計36万円の負担になります。

### (3) 監理団体名の公表

これまではすべての監理団体が厚労省の「人材サービス総合サイト」の職業紹介事業に掲載されていました。新法で技能実習職業紹介事業のみを行う場合には職業紹介事業者許可が不要になり、ここに掲載されなくなります。国は新たな制度になってからも監理団体の情報については公開する予定としていました。(7.13 議員レク)

新たなサイトには住所、電話番号に加えて代表者名や事務所 FAX などの連絡先を掲載するよう求めたいと思います。